

日本遺産「鯨とともに生きる」総合活用活性化事業
『くじらランチ』パンフレット等作成業務委託仕様書

1 委託業務名

日本遺産「鯨とともに生きる」総合活用活性化事業『くじらランチ』パンフレット等作成業務

2 業務目的

日本遺産「鯨とともに生きる」エリアを訪れる観光客の消費拡大を目指して、鯨を活用した料理『くじらランチ』の開発を行う事業者を支援するため、『くじらランチ』のパンフレット及びミニタペストリーを作成する。

3 予算上限額

金1,500,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

4 業務内容等

【パンフレット】

○業務内容

パンフレット制作に係る企画、取材・調査(情報収集、写真撮影・入手)、編集、データ作成、印刷、パンフレット(冊子)の発送を行う。

○規格等

紙質:「コート紙70kg」

サイズ:A5版 縦

頁数:オールカラー12ページ(表紙・裏表紙含む)

言語:日本語

解像度:写真350dpi以上、線画1200dpi以上

その他:・構成は2回、色校正は1回行う。

・『くじらランチ』の開発事業者(10事業者程度)は取材と料理の写真撮影を行い、その他の鯨料理取扱い店(50事業者程度)にはパンフレット掲載への承諾を得ること。

・事業者数については追加もありうる。

・料理研究家の取材・撮影は11月20日に開催予定の試食会において行うものとする。

・試食会(料理研究家含む)に係る費用については協議会において負担する。

○成果物

・Adobe Illustrator データ(再編集可能なデータ)及びPDFデータを収録したDVD 1枚

・冊子 10,000部

○納入期限・納入先

・納入期限:平成31年1月31日(木)

・納入先:50か所程度、別添一覧表(詳細については別途指示)

○コンセプト・構成内容

・熊野灘エリアを訪れた観光客が昼食を選ぶにあたって、『くじらランチ』を選択する動機づけと

なるような冊子とする。

・「大人の女性」が興味をひく内容とする。(ターゲット=20~30歳代の女性)

① 表紙(1頁分)

誌面と連動し、『くじらランチ』を食べてみたいと思わせる写真やキャッチフレーズを使用すること。

パンフレットのタイトルについて、読者の興味を引くタイトルを必ず提案すること。

② 鯨肉の特徴や『くじらランチ』事業の説明、取扱い店に掲示するタペストリー等の紹介(1頁分)

③ 料理研究家の紹介(1頁分)

④ 『くじらランチ』および鯨料理取扱い店一覧(8頁分)

エリア(新宮市、那智勝浦町、太地町、串本町)毎に店の位置図と店情報、開発料理(料理研究家のおすすめコメントおよび料理の写真含む)の紹介。ただし、『くじらランチ』開発事業者以外は一覧(店名、連絡先等)で紹介。

⑤ 裏表紙(1頁分)

熊野灘捕鯨文化継承協議会に関する問い合わせ先、ホームページを掲載すること。

表紙のデザインと連動した写真等を使用すること。

【タペストリー等】

○業務内容

『くじらランチ』の取扱店であることを示す、ロゴマーク制作にかかる企画、デザインデータの作成を行うとともにミニタペストリーの企画・制作を行う

○タペストリーの規格

生地:帆布やデニムなどの布地仕立て上下芯棒、壁掛け用ひも付き

仕立て:上下芯棒袋(11φ塩化ビニールパイプ付、上部ひも付)、左右縫製

サイズ:h210 mm×w160 mm程度

○成果物

・デザインデータ(AI形式・JPEG形式)及びデザインガイドラインを収録したCD-R 1枚

・デザインガイドライン(紙媒体) 1部

・ミニタペストリー 50枚

○納入期限・納入先

納入期限:平成31年1月31日(木)

納入場所:熊野灘捕鯨文化継承協議会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県観光振興課内

○デザイン等の内容

・ロゴは『くじらランチ』を取り扱っていることをシンプルでわかりやすく表していること。

・ロゴはターゲット層(20~30歳代女性)に訴求するものであること。

・パンフレットやポスター等の紙媒体やホームページ等、幅広い用途で使用されることを勘案すること。

○デザインガイドラインの作成

ロゴマークが多様な媒体で使用されることを想定して、デザインの使用に関するガイドラインを作成する。

5 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、本仕様書に示されていない事項その他の事項について疑義が生じた場合は、協議を行い柔軟な対応を行うこと。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令、各種基準等によって行うこと。
- (3) 受託者は、業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (4) 受託者は、業務を円滑に遂行するため本協議会と連絡を密にし、必要に応じて随時打合せを行い、助言、提案及び支援を積極的に行うこと。
- (5) 全ての成果品に係る著作権及び著作権は、本協議会に帰属するものとする。
なお、本契約終了後、本成果品の使用及び第三者への提示は、本協議会の承認を受けること。
- (6) 本業務の履行の結果、受託者の責めに帰すべき理由により本協議会に対し損害を与えた場合は、受託者は、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項若しくは疑義が生じた場合又は本仕様書により難しい事由が生じた場合は、本協議会と速やかに協議するものとする。